

兵庫県 地方税に関する 勉強会の報告書について

2025年8月6日（水）

地方税制のあり方に関する検討会

関西学院大学 経済学部

上村 敏之



行政サービス格差と税源の関係 (1)

居住する地域にとらわれないこども施策の実現 及び税源の偏在是正について

こども基本法においては、国は、こども施策に係る支援が、居住する地域等にかかわらず行われるようにするため、必要な措置を講ずることとされている。また、こども基本法に基づき策定されたこども大綱においても、「こどもまんなか」の理念の下、地域間格差をできる限り縮小していくことを念頭に置き、必要な支援を行うこととしている。

さらに、国においては、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度の創設など切れ目のない支援の実現に向けて着実に取り組んでいる。子ども・子育て支援策の多くを担う地方としても、適切な役割分担のもと、国と連携し、しっかりと役割を果たす決意である。

一方、近年、税収に恵まれている東京都では、

- ・18歳年度末までのこどもに対する月5千円の給付、
- ・高校授業料実質無償化における所得制限撤廃、
- ・公立学校給食費の無償化、
- ・0～2歳児の第2子の保育料無償化、
- ・18歳年度末までのこどもに対する医療費助成、

といった施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。全てのこどもがひとしく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、このような地域間格差を解消していくことが必要不可欠である。

また、こども施策のみならず様々な施策においても、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大が多く存在しているところであり、こうした状況は、東京一極集中の流れを加速し、デジタル田園都市国家構想が目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」に向けての妨げとなりかねない。

こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものと考えられる。経常収支比率を見ても、東京都が全国で最も低く、自由に使える財源が潤沢である。これは、人口密度が高いほど、必要な人口1人当たりの一般財源は少なくなるが、東京都は、人口密度の高さとは不釣り合いな規模の一般財源を得ていることが要因と考えられる。

また、地方法人関係税については、納付税額が多い持株会社をはじめとする大企業が、東京都に本店又は事業所を置く傾向が強いことや、Eコマースの進展により、工場や倉庫よりも従業者数の多い本社がある東京都に、事業活動の実態以上に税収が集中していることも一つの要因となっている。

については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。

1 居住する地域にとらわれないこども施策の実現

こども基本法第16条では、政府はこども施策の充実及び財政上の措置等に努めることとされていることから、自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講ずること。

2 税源の偏在是正

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。

令和6年5月7日

埼玉県知事 大野元裕
千葉県知事 熊谷俊人
神奈川県知事 黒岩祐治

出所) 埼玉県・千葉県・神奈川県「居住する地域にとらわれないこども施策の実現及び税源の偏在是正について」2024年5月7日より引用して追記。

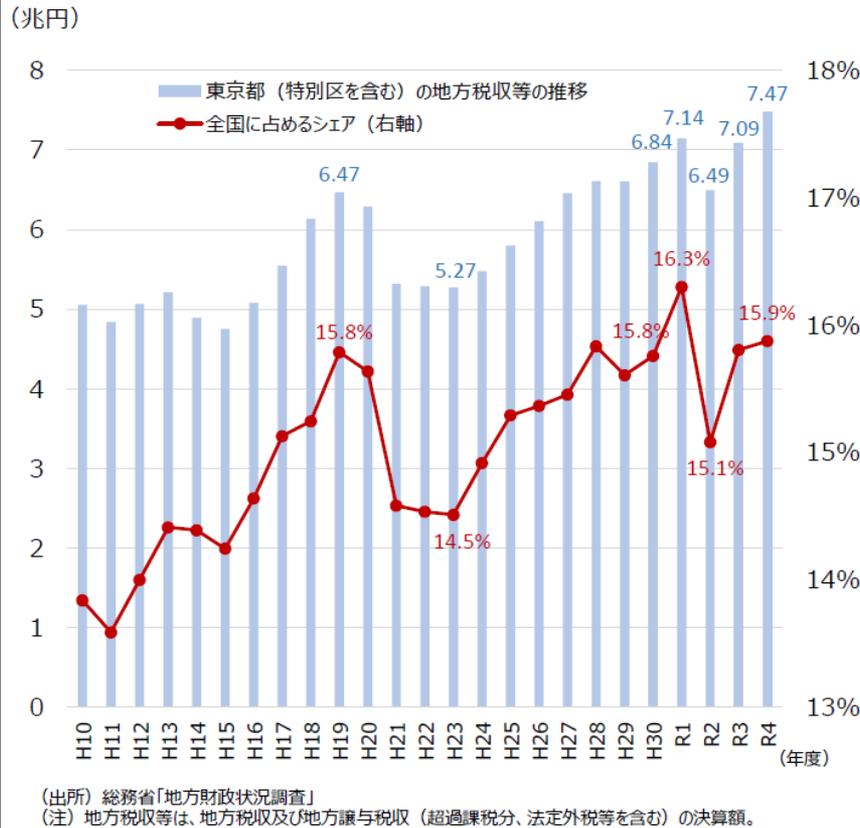
行政サービス格差と税源の関係 (2)

東京都の地方税収等の推移と全国シェア

資料Ⅲ - 2 - 18

- 東京への人口・経済の一極集中が続いてきているなか、東京都（特別区を含む）の地方税収等は増加傾向となっており、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、**全国の地方税収等に占める東京都のシェアはなお高い水準。**
- **東京都は地方税収の増加に伴い、過去10年間で、他の道府県と比較して、歳出総額を大きく増加させてきた。**

◆ 東京都（特別区を含む）の地方税収等の推移と全国に占めるシェア

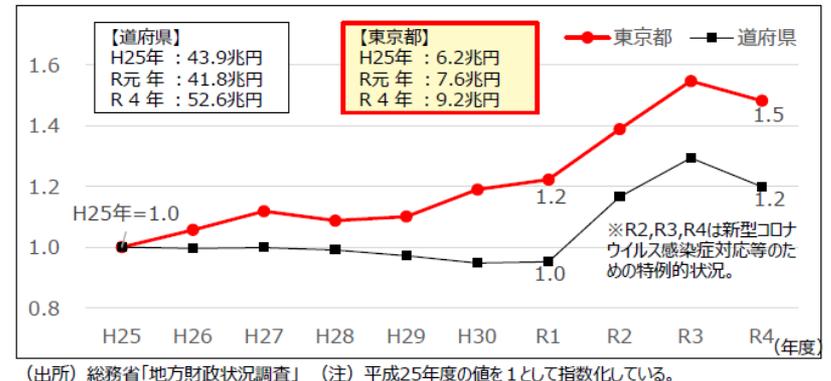


◆ 法人関係二税の人口1人当たり税収額の指数（令和4年度）



(出所) 総務省「地方財政の状況（令和6年3月）」「地方財政状況調査」等をもとに作成。
(注) 特別法人事業譲与税を含む。

◆ 歳出総額の推移



出所) 財政制度等審議会「我が国の財政運営の進むべき方向」2024年5月より引用して追記。



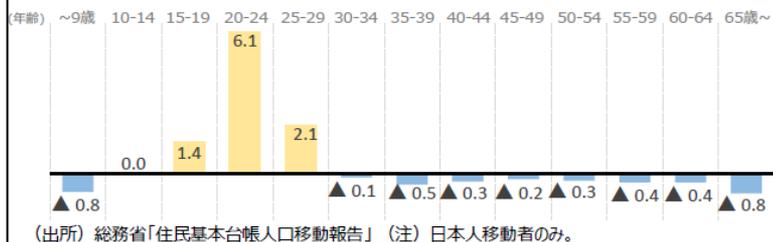
行政サービス格差と税源の関係 (3)

東京一極集中と行政サービスの格差

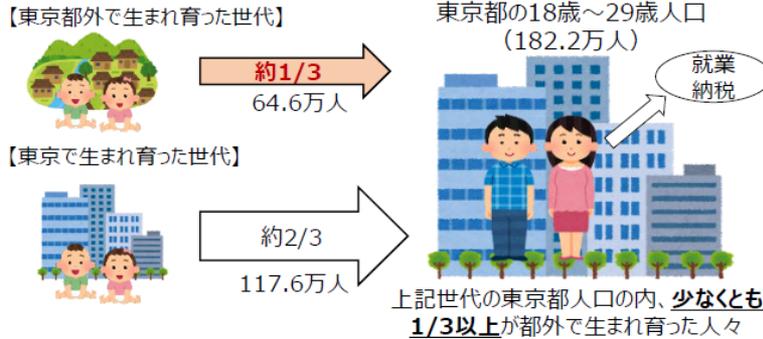
資料Ⅲ - 2 - 19

- 東京都は一極集中による豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施しており、**東京と地方の間、更には東京圏内においても行政サービスの格差が広がっている状況。**
- 東京一極集中を是正していくことは、国全体の少子化の流れを変えていく上でも重要であり、各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、**偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。**

◆ 令和5年における東京都の年齢別の転入超過数



◆ 大学進学や就職に伴って働き手の人口が流入する構造



(出所) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、「人口動態統計」、厚生労働省「人口動態調査」をもとに財務省にて推計。

人口戦略会議「人口ビジョン2100」(抜粋)

- ・ 東京圏に若い男女が流入する「東京一極集中」は、依然として続いています。その東京圏では、住宅費が高騰し、通勤が長時間で苛酷なため、平均年収以下のクラス若年層や子育て世帯は「可処分所得」と「可処分時間」ともに低水準となる厳しい環境に置かれています。
- ・ 東京一極集中を是正し、「多極集住型」の国土づくりを目指すとともに、東京圏が抱える深刻な問題の解決を図ることは、国全体の少子化の流れを変えていく上で、避けては通れない課題です。

◆ 東京都の令和6年度当初予算における新規事業及び予算規模が大幅に拡大した事業の例

こども・子育て関連	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立学校給食費の負担軽減 ○ 私立中学校及び高校授業料無償化 ○ 都立大学の授業料無償化 	【239億円】 【681億円】 【15億円】
賃上げの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護職員等の処遇改善 ○ 障害福祉サービス職員の処遇改善 	【285億円】 【129億円】
脱炭素化の推進	○ 省エネ性能の高い住宅(東京ゼロエミ住宅含む)の普及促進、省エネ家電への買替え促進等	【1,047億円】
ファンドへの出資	○ 官民連携インパクトクロスファンドへの出資	【100億円】
その他	○ プロジェクションマッピング運営事業等	【20億円】

(出所) 東京都「令和6年度東京都予算案の概要」(令和6年1月26日)等
(注) ○は新規事業。○は一部にR5予算からの継続事業を含むが、大幅に予算額が増加したもの。

東京都に隣接するA県知事



東京都と同じような施策は我が県の財政事情では厳しい

A県の令和6年度予算では、

- ・ これまで700万円※としていた私立高校等学費補助上乘せ(実質無償化)の年収要件を多子世帯に関しては910万円まで緩和。 ※ 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安 (←東京都は全世帯について910万円の要件を撤廃)
- ・ 個人及び事業者への脱炭素化普及促進として50億円程度を計上。(←東京都は合計1,000億円超を計上)

各自治体において独自に子育てやG×化に関する予算額を拡充しながらも、東京都と比較すると、財政力の差を背景に大きなサービス格差が生じている状況。

出所) 財政制度等審議会「我が国の財政運営の進むべき方向」2024年5月より引用して追記。4

行政サービス格差と税源の関係 (4)

7. 税財政面も含め、地方行財政を持続可能なものとしていくための対応

BE KOBE

課題

- 令和6年人事院勧告により地域手当の支給割合が12%から8%に見直されるが、官民較差の是正により現行の給与水準が維持される一方で、普通交付税の基準財政需要額が減少する可能性がある。また、少子高齢化の影響により社会保障関係経費のさらなる増加など、今後も財政需要の増加が懸念され、持続可能な財政運営に支障をきたすおそれがある。
- 税収の集中している財政力豊かな地方自治体が、様々な分野において独自の行政サービスを拡充させることなどにより、自治体間格差が拡大。
- 同様に財政力豊かな自治体では、官民間わらず人件費への上乗せ施策などによる人材確保が進められていることから、人材偏重が加速しており、今後この傾向が続くと社会経済活動に支障が発生するおそれがある。

持続可能なものにしていくための対応

① 財政運営の考え方

- 「都心・三宮再整備」や「駅前のリノベーション」など、都市の成長やまちの魅力向上につながる大型プロジェクトを推進していくことで、民間投資を呼び込み、域内経済の拡大や市民所得の向上につなげ、成長の果実を更なる成長に投資していく好循環を創出。また、市内高校生の通学定期無償化や市内企業の若者の住宅手当の支援策などにより、子育て・教育環境の充実や市内企業の振興を図り、税源の涵養による持続可能な財政運営に取り組む。

② 地方税財源の充実

- 地域間の財政力格差縮小のための税源の偏在是正、および国税からの税源移譲や地方交付税の法定率の引き上げ等、地方税財源の拡充が必要である。

③ 地方自治制度の抜本的な見直し

- 都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、地方行政推進体制のあり方を抜本的に見直すことが必要である。

21

出所) 第3回 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会
(2025年1月28日) 「神戸市提出資料」より引用して追記。



行政サービス格差と税源の関係 (5)

7. 税財政面も含め、地方行財政を持続可能なものとしていくための対応

BE KOBE

【参考】東京都の施策が他の地域に与える影響

財政力豊かな東京都は独自の施策を展開

例えば… (東京都2024年度予算より抜粋)



○ 子供・子育て支援 (給付金)

・018サポート (0歳から18歳 (所得制限なし) 5,000円/月 (6万円/年) (1,245億円)

○ 高等学校等の授業料実質無償化

- ・私立高等学校等特別奨学金補助 (600億円)
- ・都立高等学校等の授業料実質無償化 (授業料相当分を都が実質負担41億円)
- ・東京都立大学等の授業料実質無償化 (15億円)

○ 介護サービスの充実 (介護人材確保)

・介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業 (285億円)

▶ 他の地域との格差が今後さらに拡大

⇒ 東京への財やサービスの一層の集中、人口流出がより加速化

⇒ 地域の活力の低下がより深刻化 (= 負のスパイラルの懸念)

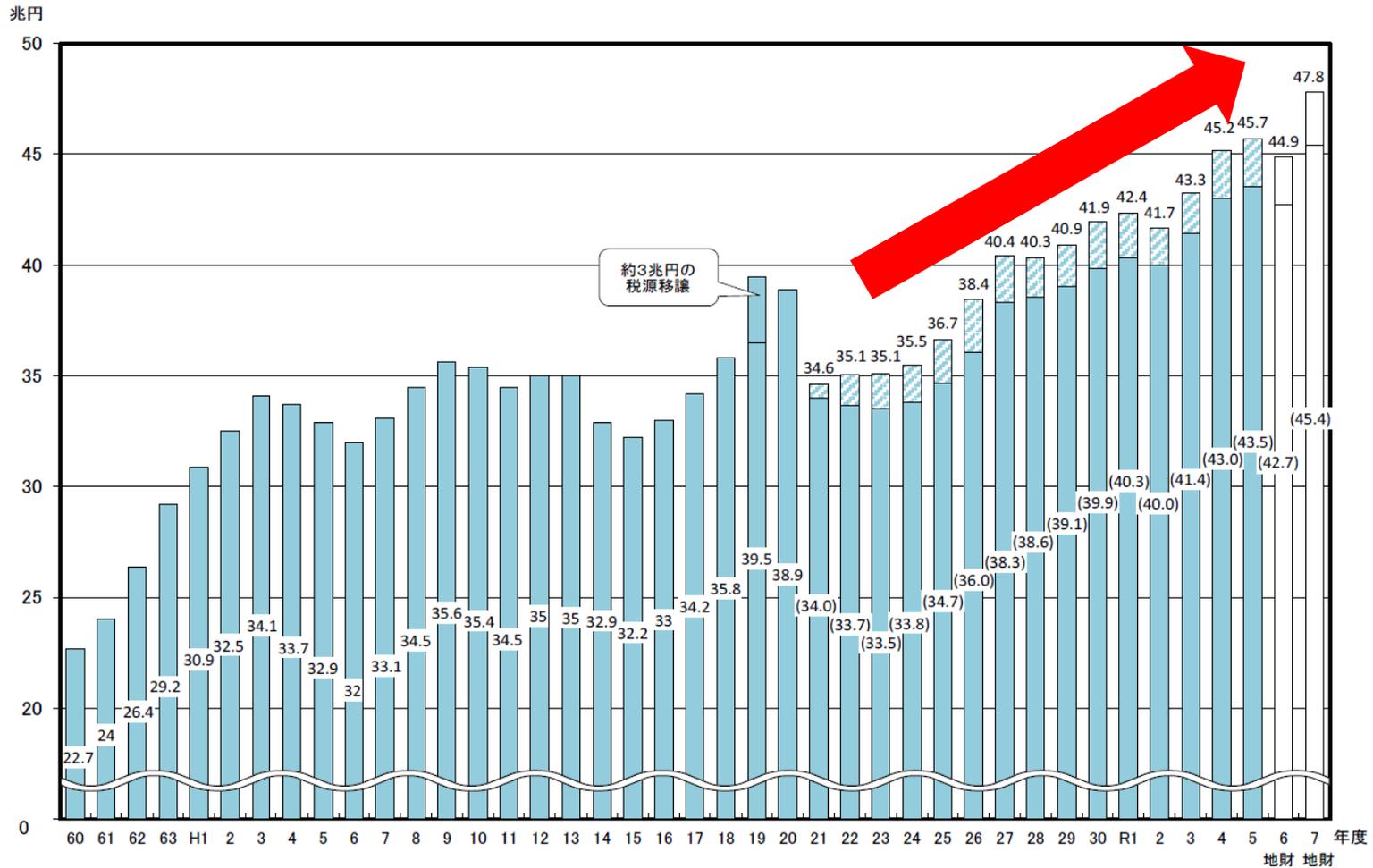
出典：令和6年度 (2024年度) 東京都予算案の概要 (東京都)

25

出所) 第3回 持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会
(2025年1月28日) 「神戸市提出資料」より引用。



地方税収（地方財政計画ベース）の推移



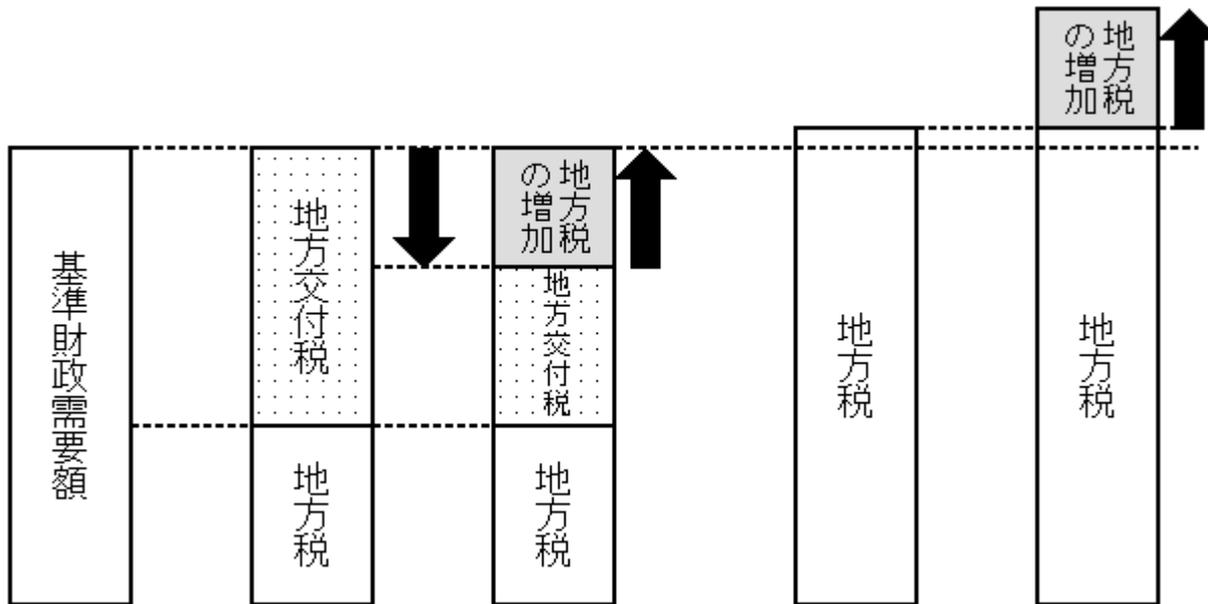
- (注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
 2 令和5年度までは決算額、令和6、7年度は地方財政計画額である。
 3 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いたものである。

出所) 総務省ウェブサイト「地方税収等の状況」
 「地方税収等の推移」より引用して追記。



地方税収の増加と 地方交付税の関係のイメージ

交付団体の場合 不交付団体の場合



注) 地方税および地方税の増加には留保財源を含めていない。

- ・ 同額の基準財政需要額をもつ交付団体（左）と不交付団体（右）で、同額の地方税の税収の増加がある場合、交付団体の地方交付税が減額され、不交付団体の財源超過額（基準財政需要額を上回る基準財政収入額）が拡大する。

兵庫県 地方税の偏在是正に 関する勉強会 報告書

地方税の偏在是正に関する勉強会 報告書

令和7年3月

地方税の偏在是正に関する勉強会

兵庫県



地方税の偏在是正に関する勉強会報告書 目次

1	はじめに	1
2	地方税の偏在是正に関する勉強会における検討方針	2
3	地方法人課税の偏在性の現状	3
	(1) 偏在性の定義	
	(2) 偏在性の推移と現状	
4	地方税に影響がある社会経済情勢の変化	5
	(1) 人口動態、法人数の状況	
	(2) 法人の事業活動の多様化	
5	分割基準の現状と課題	7
	(1) 分割基準の概要	
	(2) 分割基準の見直しが必要な背景	
	(3) 分割基準において課題が考えられる業態	
6	事務所等の要件の現状と課題	13
	(1) 事務所等の要件の概要	
	(2) 事務所等の要件の見直しが必要な背景	
	(3) 事務所等の要件において課題が考えられる業態等	
7	現行の偏在是正措置の概要と課題	17
	(1) 譲与税による偏在是正措置	
	(2) 法人住民税法人税割の交付税原資化による偏在是正措置	
	(3) 更なる偏在是正措置に係る課題	
	(4) 譲与税制度の効果	
8	地方法人課税における新たな是正策の検討	20
	(1) 是正策の考え方	
	(2) 分割基準に課題がある業態の是正策	
	(3) 事務所等の要件に課題がある業態の是正策	
	(4) 是正策のまとめ	
9	地方法人課税以外の税目に係る検討	28
	(1) 地方消費税	
	(2) 県民税利子割	
10	おわりに	33

参考資料

- 1 国への要望事項（兵庫県、全国知事会、埼玉県・千葉県・神奈川県知事連名による要望（抜粋））
- 2 地方税の偏在是正に関する勉強会（委員名簿、開催概要）

兵庫県ウェブサイトにて公開済み（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/chihozeibenkyoukai.html>）



KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY

出所) 兵庫県「地方税の偏在是正に関する勉強会
報告書」2025年3月より引用。

1 検討の背景

- 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担う上で、地方税は最も重要な基盤であり、地方税の充実とともに税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が重要であることを、従来から主張。
- 近年は、行政サービスの地域間格差が、東京一極集中を加速させているとの指摘あり。

地方税の偏在是正に関する勉強会の設置

地方税(特に法人関係税)の偏在性について、本県独自に調査を行い、是正策の国への提言に繋げるため、県内大学の研究者を委員とする勉強会を設置。

【委員】

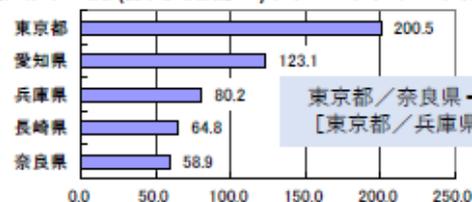
- ・上村敏之(関西学院大学経済学部教授)【座長】・足立泰美(甲南大学経済学部教授)
- ・濱田 洋(兵庫県立大学国際商経学部准教授)・古田美保(甲南大学経営学部教授)
- ・洲 圭吾(神戸大学大学院法学研究科教授)

【開催時期】令和6年6月から令和7年2月の間で5回開催

偏在性の現状

都道府県間の税収額の偏在度は、地方税計の最大/最小が2.3倍であるのに対し、地方法人課税は、特別法人事業税・譲与税による是正措置を反映しても3.4倍と乖離が大きい。

【法人二税(譲与税込み)人口一人当たり指数(R4)】

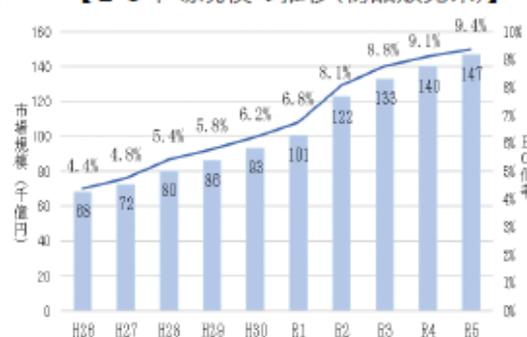


社会経済情勢の変化に伴う偏在性への影響

人口や法人数の東京都シェアの増加、電子商取引(E C)やフランチャイズといった事業活動の多様化など社会経済情勢の変化により、その偏在の状況にも変化が生じている。

- ・東京都転入超過数
R5: 約3万人 → R6: 約8万人
- ・法人数(10億円超)東京都シェア
H29: 54.7% → R4: 58.0%
- ・フランチャイズ売上高
H30: 26.2兆円 → R5: 28.3兆円

【E C市場規模の推移(物品販売系)】



【出典: 経済産業省 電子商取引に関する市場調査報告書】

2 検討結果

地方法人課税は、令和元年度税制改正による特別法人事業税・譲与税の創設以降も、偏在度が依然として高い状況にあり、法人の事業活動の多様化等を踏まえると、**現行の分割基準の指標や事務所等の要件では、応益課税の反映に限界がみられ、結果として偏在性の拡大が生じていることから、国に対して更なる見直しに向けた検討を要望する。**

- 現行の分割基準や事務所等の要件では実態に合わない業態及び設備等について、現状及び課題等を整理し、是正策を検討。
〔分割基準の見直しが困難な業態等は、特別法人事業税・譲与税の拡充を求める。〕
- 地方消費税と県民税利子割についても、偏在の状況や現行制度の課題等を整理の上、是正策を検討。

【主な分割基準】

	区分	分割基準
事業税	製造業	従業者数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
	主な非製造業	課税標準の1/2:事務所数、課税標準の1/2:従業者数
県民税		従業者数

【事務所等の要件】①人的設備、②物的設備、③事業を継続して行うことの3要件を満たすこと

報告書の検討方針

- 特に偏在性が大きい地方法人課税に注目
- 1) 現行の分割基準や事務所等の要件では、実態に合わないと考えられる業態や設備等（下記表）
- 2) 具体的な是正方を検討
- 3) 2) の是正方策では対応できない場合は特別法人事業税・譲与税及び法人住民税法人税割の交付税原資化のさらなる措置へ

分割基準	事務所等の要件
<ul style="list-style-type: none">• EC（物品販売系）• フランチャイズ事業• オートメーション化• 分社化• その他<ul style="list-style-type: none">（保険業、インターネット保険業、インターネット銀行業・証券業、マンション分譲業、フードデリバリー業	<ul style="list-style-type: none">• 特定目的会社• 太陽光発電・風力発電等• EC（デジタル系）• その他<ul style="list-style-type: none">（自動販売機、金融機関のATM、消費者金融の無人契約機、通信基地局



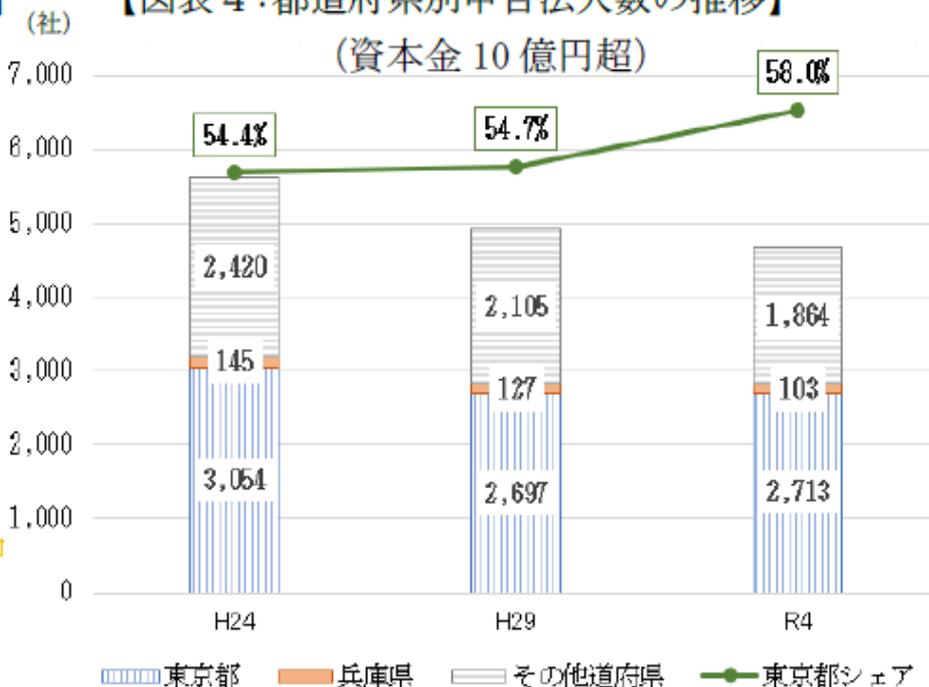
地方税に影響のある 社会経済情勢の変化

【図表3：東京都及び兵庫県の人口シェアの推移】



(出典：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集 (2024年版)、日本の地域別将来推計人口(令和5年推計))

【図表4：都道府県別申告法人数の推移】



(出典：国税庁 HP)



分割基準の現状と課題(1)

【図表7：分割基準の改正経緯（法人事業税）】

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)	H29年度 (2017年度)						
製造業	従業者の数		本社管理部門の従業者数:1/2				工場の従業者数:1.5倍	本社管理部門1/2措置の廃止							
非製造業				本社管理部門の従業者数:1/2				1/2:事務所等の数	1/2:事務所等の数						
証券業							1/2:事務所等の数	1/2:従業者の数	1/2:従業者の数						
銀行業 保険業		1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数					1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数	本社管理部門1/2措置の廃止	1/2:従業者の数						
電気供給業	1/2:固定資産の価額 1/2:従業者の数	固定資産の価額			1/2:発電所用固定資産の価額 1/2:総固定資産の価額	3/4:発電所用固定資産の価額 1/4:総固定資産の価額			3/4:発電所に接続する電線の電力容量 1/4:総固定資産の価額						
小売電気事業															
送配電事業 発電事業・特定卸供給事業															
ガス供給業 倉庫業															
鉄道事業 軌道事業		軌道の延長キロメートル数													

※（ ）は、資本金1億円以上の法人のみ。

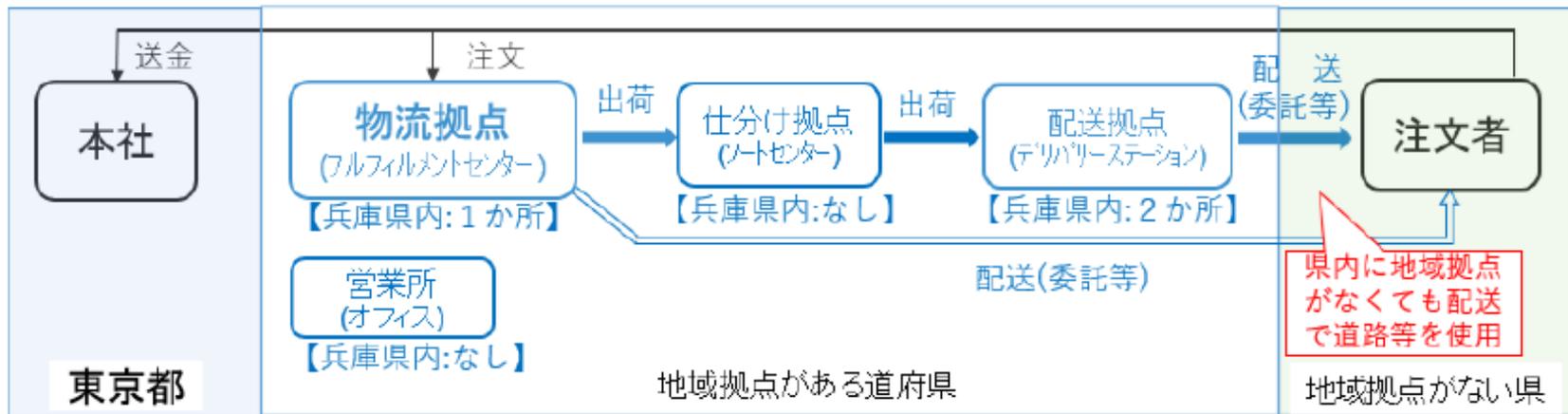
(出典：総務省)



分割基準の現状と課題(2)

• 1) 物品販売系EC

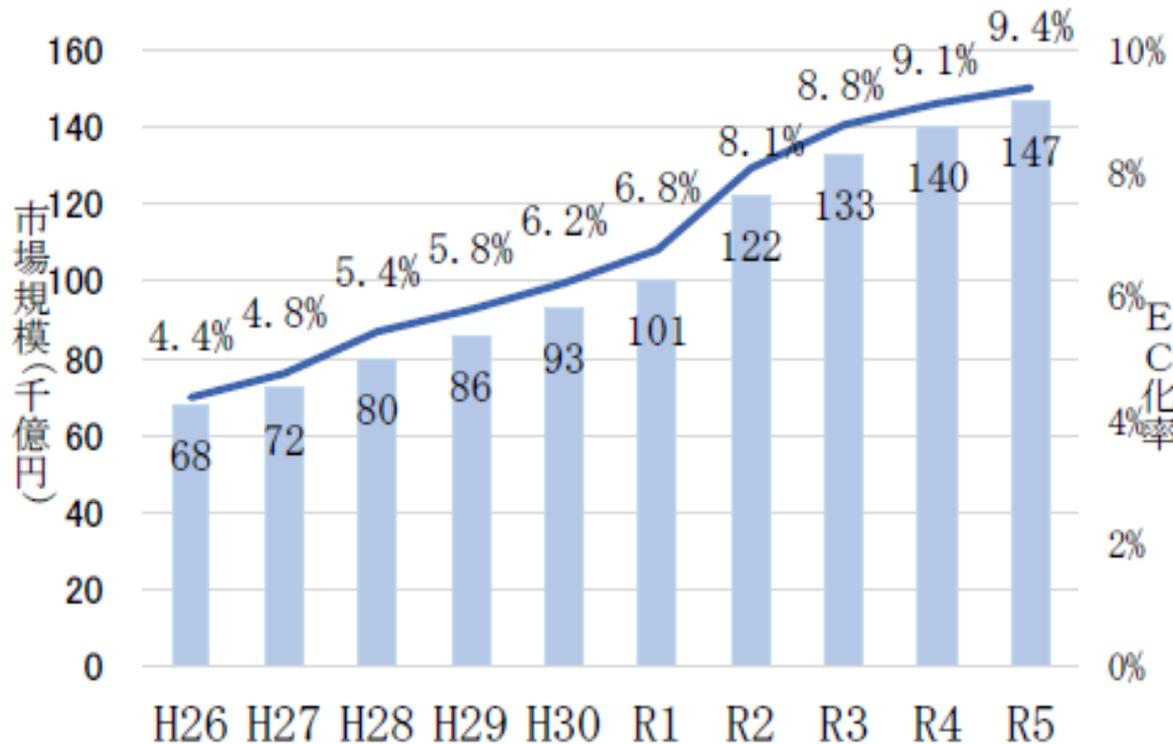
【図表8：商品注文から配送までの流れ（アマゾンジャパン合同会社の事例）】



分割基準の現状と課題(3)

• 1) 物品販売系EC

【図表5：物販系分野消費者向けEC市場規模の推移】



(出典：経済産業省 令和5年度電子商取引に関する市場調査)

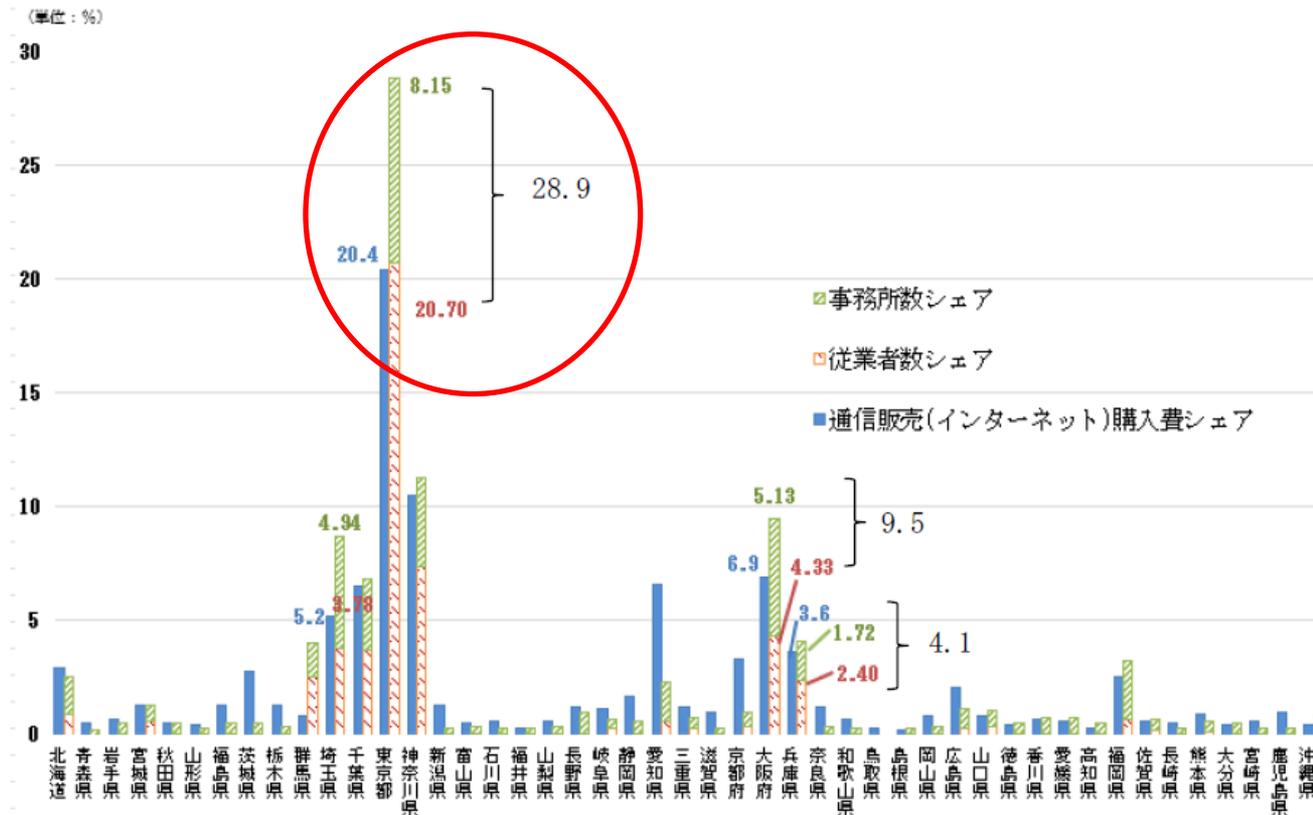
EC化率 = 商取引全体に占める電子商取引 (EC) の割合



分割基準の現状と課題(4)

1) 物品販売系EC

【図表9：通信販売（インターネット）購入費シェアと分割基準シェア（事務所数及び従業者数）の比較】



(注) インターネット購入費シェアは、2019年全国家計構造調査の家計収支に関する結果から推計
事務所数シェア及び従業者数シェアは、兵庫県に申告がある主な法人5社の課税データから推計

出所) 兵庫県「地方税の偏在是正に関する勉強会報告書」2025年3月より引用して追記。

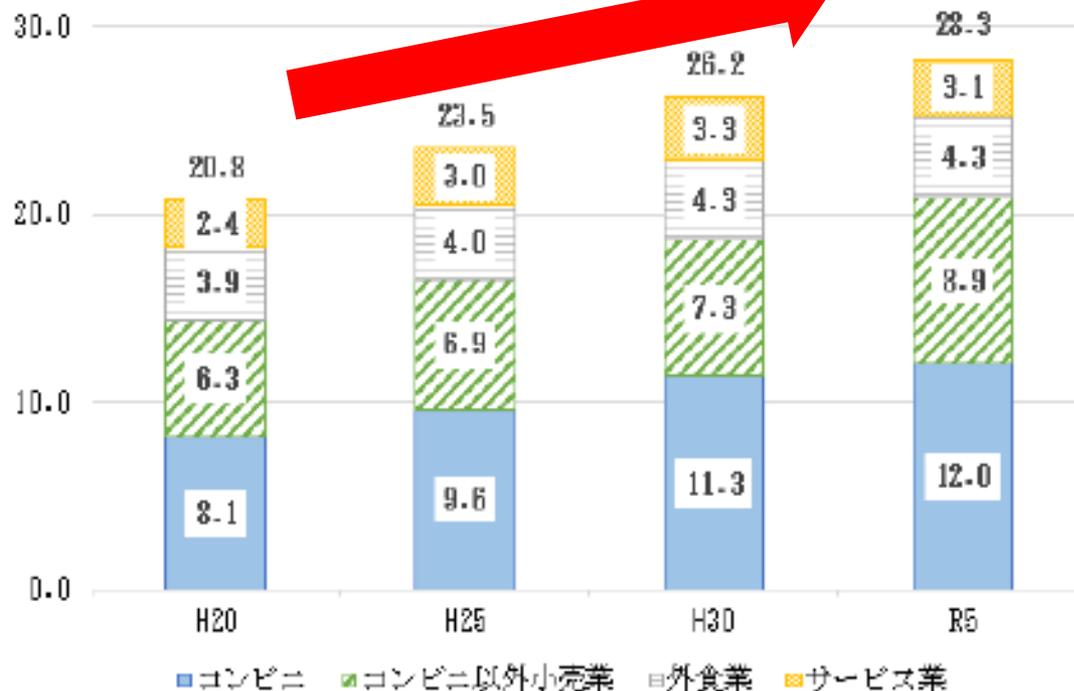


分割基準の現状と課題(5)

• 2) フランチャイズ事業

【図表6：フランチャイズ事業売上高の推移】

(兆円)



(出典：一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

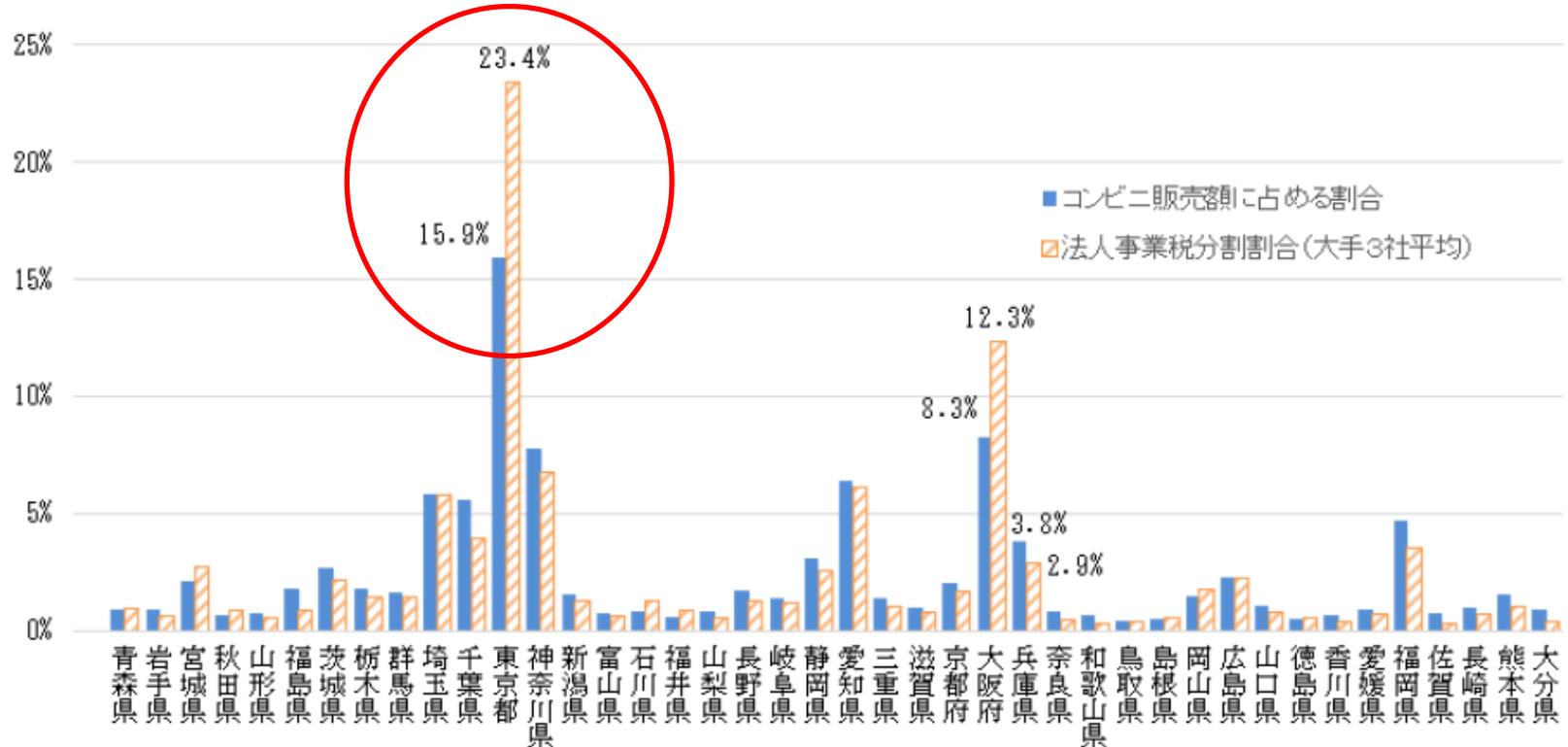
フランチャイズチェーン統計調査)



分割基準の現状と課題(6)

2) フランチャイズ事業

【図表 10: コンビニの販売額シェアと分割基準シェアの比較】



(注) コンビニ販売額に占める割合は、商業動態統計調査による 2023 年度コンビニ販売額、分割割合はコンビニ 3 社の課税データからそれぞれ推計

なお、いずれの割合も大手 3 社以外のシェアの大きい、北海道、高知、宮崎、鹿児島及び沖縄を除外して算出



分割基準の現状と課題(7)

- 3) オートメーション化
 - 物流施設等におけるロボットで従業者数減少
 - 倉庫業の分割基準：「事業所などの固定資産の価額」
 - EC事業者の分割基準：「事業所数及び従業者数」
- 4) 分社化

【図表 12: 製造業の分社化による減収の事例】

【R2年3月決算期】	事業部門を分社	【R5年3月決算期】	3社合計：12,000億円	
A社 (a・b・cの3事業) 資本金 1,000 億円 売上 12,000 億円 分割基準 30 府県 総数 32,000 従業者数 シェア イ県 22,000 人 68.8 % 口県 700 人 2.2 % ハ県 6,300 人 19.7 %		A社 (親会社：a事業) 資本金 1,000 億円 売上 7,000 億円 分割基準 28 府県 総数 25,000 従業者数 シェア イ県 15,400 人 61.6 % 口県 550 人 2.2 % ハ県 6,300 人 25.2 %	B社 (100%子会社：b事業) 資本金 100 億円 売上 3,000 億円 分割基準 2 府県 総数 4,000 従業者数 シェア イ県 3,900 人 97.5 % 口県 100 人 2.5 % ハ県 0 人 0 %	C社 (100%子会社：c事業) 資本金 50 億円 売上 2,000 億円 分割基準 9 府県 総数 3,000 従業者数 シェア イ県 2,700 人 90.0 % 口県 50 人 1.7 % ハ県 0 人 0 %

※工場の従業者数は1.5倍済み。

出所) 兵庫県「地方税の偏在是正に関する勉強会報告書」2025年3月より引用。



分割基準の現状と課題(7)

• 5) その他

業 態	課 題
保険業	個人事業主である保険外交員は分割基準の従業者数に含まれない。
インターネット保険業	対面代理店はインターネット保険業事業者の事務所等に該当しない。
インターネット銀行業・証券業	インターネット専門会社の新設のほか、店舗型の銀行もインターネット支店を設置する流れであり、営業活動と事務所等所在地との結びつきが薄れている。
マンション分譲業	県内に支店がない分譲業者による、県内所在のマンションの分譲には課税できない。
フードデリバリー業	個人事業主である配達員は分割基準の従業者数に含まれない。 県内に事務所等がない業者による、県内での活動には課税できない。



事務所等の要件の現状と課題(1)

- 事務所等の要件の概要
 - (1) 人的設備を有すること
 - (2) 物的設備を有すること
 - (3) 事業を継続して行うこと
- 事務所等の要件の見直しが必要な背景
 - 人的設備の要件に該当しないケース
 - 無人の発電設備などの施設が他の地方自治体から遠隔操作を受けるケース
 - 法人が事業活動を行うにあたっては、地方自治体から何らかの行政サービスを享受していることから、応益性の観点から問題があるのではないか

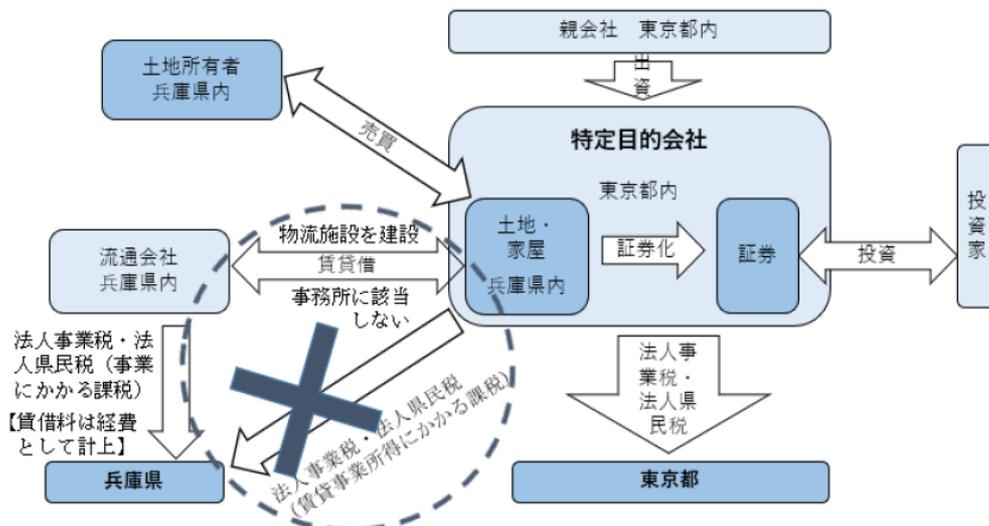


事務所等の要件の現状と課題(2)

- 事務所等の要件において課題が考えられる業態等

【図表 13: 特定目的会社の活用例】

- 1) 特定目的会社
 - 物流倉庫で増加
 - 99%が東京都内に本店



- 2) 太陽光発電・風力発電等

- 兵庫県内に太陽光発電設備を設置する16社のうち、11社が県外に本店があり、このうち兵庫県に納税があるのは3社のみ
- 兵庫県内に風力発電設備を設置する5社のうち、3社が県外に本店があり、このうち兵庫県に納税があるのは1社のみ

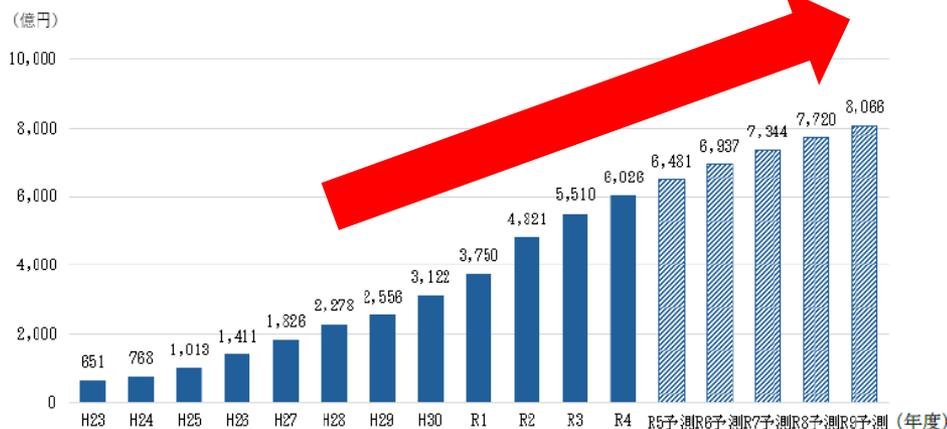
事務所等の要件の現状と課題(3)

- 事務所等の要件において課題が考えられる業態等

- 3) デジタル系EC
 - オンラインゲームや電子出版
動画や音楽の有料配信など

- 4) その他

【図表 15: 電子書籍市場規模の推移】



(出典) インプレス総合研究所 電子書籍ビジネス調査報告書 2023

設 備	課 題
自動販売機	飲料メーカーや専門オペレーターによって運営される自動販売機のケース
金融機関のATM・消費者金融の無人契約機	ATMや契約機のみが設置され、相談には遠隔対応する無人店舗のケース
通信基地局	携帯電話やスマートフォンアプリの利用に必須となる設備



地方法人課税 における新たな 是正方策の検討

- 1) 分割基準の見直し
で対応
- 2) 事務所等の要件の
見直しで対応
- 3) それ以外は特別
法人事業税・譲与税の
拡充で対応

項目	業態・設備	是 正 方 策		
		分割基準の見直し	事務所等の要件見直し	特別法人事業税・ 譲与税の拡充
分割 基準	①EC (物品販売系)	[主]「事務所数」の代替として 「販売額」に変更 [他]事務所のない自治体にも、 「事務所数」に1ヶ所分加算		
	②フランチャイズ 事業	[主]「事務所数」の代替として 「販売額(フランチャイズ加 盟店を含む)」に変更 [他]「事務所数」にフランチャイ ズ店舗数を加算		
	③オートメーション 化	[主]「従業者数」に対する割増し 又はロボットの設置数を 上乘せ		[他]
	④分社化			[主]
	⑤その他			[主]
事務所 等の 要件	①特定目的会社	[他]親会社の分割基準に子会社 の特定目的会社の事務所数 を加算		[主]
	②太陽光発電・ 風力発電等		[主]発電設備を事務所とみな し、分割基準の「事務所 数」への加算、「パネル面 積や発電設備の用に供す る固定資産の価額」を代替	[他]
	③EC (デジタル系)			[主]
	④その他			[主]

※ 主な是正方策については [主]、その他の是正方策があれば [他] としている。

3 分割基準及び事務所等の要件の課題及び是正方策の提案

	業態・設備	課 題	主な是正方策
分割基準	①EC (物品販売系)	全国で事業を展開しながらも、本店や地域拠点のある地方自治体しか分割基準の対象とならず、また、税収が従業者数のウェイトが高い本店等の所在地に集中する。	・「事務所数」の代替として「販売額」に変更
	②フランチャイズ	加盟店のロイヤリティを含めて算定された本部の税収が、販売の実態を超えて、本店等の所在する地方自治体に集中する。	・「事務所数」の代替として「販売額(フランチャイズ加盟店を含む)」に変更
	③オートメーション	ロボットの導入等によるオートメーション化が進み、配置される従業者数が減少することに伴い、倉庫・工場等が所在する地方自治体への税収が減少する。	・「従業者数」に対する割増し又はロボット設置数の上乘せ
	④分社化	分社化後の各社が事業所所在地の地方自治体に納税する際に、地方自治体間の課税関係に変化が生じることがある。	・特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応
事務所等の要件	①特定目的会社	制度上、配当の損金算入が可能なことから、税額が発生しても少額となる。倉庫等のテナント側においても、賃借料を経費として計上する場合、法人事業税が減少する。	・特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応
	②太陽光発電・風力発電等	無人の発電設備では人的要件を満たさないため、設備がある地方自治体に課税権が生じず、本店等の所在地に税収が集中する。	・発電設備を事務所とみなし、分割基準の「事務所数」への加算、「パネル面積や発電設備の用に供する固定資産の価額」を代替
	③EC (デジタル系)	商品の配送がない電子出版等は、支店等がなければ行政サービスを受けた場所を特定することが困難であるなど、課題も多い。	・特別法人事業税・譲与税の拡充による是正で対応

4 地方法人課税以外の税目に係る検討

税 目	現 状・課 題	是 正 方 策
地方消費税	課税地と最終消費地を調整する清算制度について、県境を越えた「持ち帰り消費」や非課税取引による除外項目(医療・福祉等)の消費実態を統計データに反映すべき。	・支出側の統計データの充実・活用 ・医療・福祉等に係る国の各統計資料の活用した消費税相当額の算出
県民税利子割	支払事務等を行う営業所所在地の都道府県に納税する現行制度において、実店舗を有しないインターネット銀行の取扱増により、東京都の税収シェアが急拡大している。	・個人住民税を指標とした都道府県間の清算制度の導入

兵庫県 地方税に関する 勉強会の報告書について

2025年8月6日（水）

地方税制のあり方に関する検討会

関西学院大学 経済学部

上村 敏之

